

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県規則第二十四号

#### 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

第六条中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第五条とする。

附則第四項の表企画振興局地域振興部地域政策課の項中「交流定住室長」を削り、同表商工労働局総務管理部商工労働総務課の項中「計量検定室長」を「東部産業支援室長、計量検定室長」に改め、同表農林水産局農林整備部森林保全課の項を次のように改める。

農林水産局農林整備部林業課	林業技術指導室長
---------------	----------

附則に次の三項を加える。

- 6 当分の間、健康福祉局に介護人材就業支援プロジェクト担当課長を、商工労働局に雇用基金特別対策プロジェクト担当課長を置く。
  - 7 前項に規定する担当課長は、上司の命を受け、担当する事務を整理する。
  - 8 当分の間、美術館の館長は、知事をもつて充てる。
- 別表第一号の表室長の項の次に次のように加える。

室長補佐	室	上司の命を受け、室長を補佐する。	必要に応じ置く。
------	---	------------------	----------

別表第一号の表専門技術監の項中「及び水産課」を削り、同項の次に次のように加える。

水産技術管理監	課	上司の命を受け、水産技術の指導に関する事務を総括及び整理する。	農林水産局農水産振興部水産課に必要に応じ置く。
治山管理監	課	上司の命を受け、治山事業に関する事務を総括及び整理する。	農林水産局農林整備部森林保全課に必要に応じ置く。

別表第一号の表主任専門員の項中「課」を「課及び室」に改め、同表主任普及専門員の項中「水産課」の下に「及び農林整備部林業課」を加え、同表専門員の項中「課」を「課及び室」に改め、同表普及専門員の項中「水産課」の下に「及び農林整備部林業課」を加え、同表主任の項中「課」を「課及び室」に改める。

別表第二号のイの表中「イ 行政機関（地域事務所を含む）」を「イ 行政機関」に改め、同表所長の項中「所又はセンター」を「所若しくはセンター又は事業所若しくは管理事務所」に改め、同表局長の項及び支局長の項を次のように改める。

支所長	支所	上司の命を受け、職員を指揮監督し、支所の事務を掌理する。	
分室長	分室	上司の命を受け、職員を指揮監督し、分室の事務を掌理する。	

別表第二号のイの表医監の項中「地域事務所厚生環境局」を「厚生環境事務所」に改め、同表次長の項中「センター及び広島港湾振興局並びに局」を「及びセンター並びに支所、分室」に、「所長及び局長並びに支局長」を「所長又は支所長若しくは分室長」に、「局、所又はセンター」を「所若しくはセンター又は支所、分室若しくは事業所」に改め、同表分室長の項を削り、同表税務査察監の項中「広島地域事務所税務局及び福山地域事務所税務局」を「西部県税事務所及び東部県税事務所」に改め、同表調整監の項、総務管理監の項及び総務契約監の項中「地域事務所総務局」を「総務事務所」に改め、同表企画調整監の項を削り、同表徴収監の項中「地域事務所税務局」を「県税事務所及びその分室」に改め、同項の次に次のように加える。

保健管理監	厚生環境事務所の支所及び保健所の支所	上司の命を受け、保健に関する事務を総括及び整理する。	必要に応じ置く。
-------	--------------------	----------------------------	----------

別表第二号のイの表医療事業調整監の項中「地域事務所厚生環境局及び保健所」を「厚生環境事務所及び保健所並びにそれらの支所」に改め、同表医療福祉調整監の項中「地域事務所厚生環境局及び保健所」を「厚生環境事務所及び保健所」に改め、同項の次に次のように加える。

監視指導監	厚生環境事務所の支所及び保健所の支所	上司の命を受け、食品、薬事及び環境に関する事務を総括及び整理する。	必要に応じ置く。
-------	--------------------	-----------------------------------	----------

別表第二号のイの表技術指導検査監の項中「地域事務所農林局」を「農林水産事務所及びその事業所」に改め、同項の次に次のように加える。

土地改良監	農林水産事務所の事業所	上司の命を受け、土地改良に関する事務を総括及び整理する。	必要に応じ置く。
-------	-------------	------------------------------	----------

別表第二号のイの表家畜衛生専門監の項中「地域事務所農林局」を「畜産事務所」に改め、同表工事検査監の項中「地域事務所建設局及び広島港湾振興局」を「建設事務所及び広島港

湾振興事務所並びに建設事務所の支所」に改め、同表建築検査監の項を次のように改める。

管理専門 監	建設事務所 の支所	上司の命を受け、土木 関係公共施設の管理及 び所定の許認可等に関 する事務を総括及び整 理する。	必要に応じ 置く。
-----------	--------------	--	--------------

別表第二号のイの表管理専門監の項の次に次のように加える。

用地専門 監	建設事務所 の支所	上司の命を受け、土地 物件の取得及び損失補 償事務を総括及び整理 する。	必要に応じ 置く。
維持専門 監	建設事務所 の支所	上司の命を受け、土木 関係公共施設の維持補 修等に関する事務を総 括及び整理する。	必要に応じ 置く。
工務専門 監	建設事務所 の支所	上司の命を受け、土木 工事の調査、設計及び 監督等に関する事務を 総括及び整理する。	必要に応じ 置く。
港湾建設 監	建設事務所 の支所	上司の命を受け、港湾 及び漁港に関する工事 の調査、設計及び監督 等に関する事務を総括 及び整理する。	必要に応じ 置く。

別表第二号のイの表専任主査の項中「センター及び広島港湾振興局並びに局」を「及びセンター並びに支所、分室」に改め、同表事業調整員の項中「地域事務所総務局、農林局及び建設局」を「総務事務所、厚生環境事務所、保健所、農林水産事務所、畜産事務所、家畜保健衛生所、建設事務所及び広島港湾振興事務所並びに総務事務所、厚生環境事務所、保健所及び建設事務所の支所並びに農林水産事務所の事業所」に改め、同表主任企画員の項を削り、同表主任専門員の項中「センター及び広島港湾振興局並びに局」を「及びセンター並びに支所、分室」に改め、同表主任企業診断員の項を次のように改める。

主任税務 管理員	県税事務所 及びその分 室	上司の命を受け、税務 事務の指導及び管理に 関する事務を整理する。	必要に応じ 置く。
-------------	---------------------	---	--------------

別表第二号のイの表主任税務査察員の項中「地域事務所税務局」を「県税事務所及びその分室」に改め、同表主任監視指導専門員の項及び主任栄養指導専門員の項中「地域事務所厚生環境局及び保健所」を「厚生環境事務所及び保健所並びにそれらの支所」に改め、同表主任普及専門員の項を削り、同表主任家畜衛生専門員の項及び主任主査の項中「地域事務所農林局」を「畜産事務所」に改め、同表主任事業推進員の項中「地域事務所農林局」を「農林水産事務所」に改め、同表総務管理員の項中「地域事務所総務局」を「総務事務所」に改め、

同表精度管理員の項中「広島地域事務所厚生環境局及び福山地域事務所厚生環境局並びに広島地域保健所及び福山地域保健所」を「西部厚生環境事務所及び東部厚生環境事務所福山支所並びに西部保健所及び東部保健所福山支所」に改め、同表管理調整員の項中「地域事務所建設局」を「建設事務所及びその支所」に改め、「管理課に」を削り、同表用地調整員の項中「地域事務所建設局」を「建設事務所及びその支所」に改め、「用地課に」を削り、同表工事管理員の項中「地域事務所建設局」を「建設事務所及びその支所」に改め、同表企画員の項を次のように改める。

建築調整員	建設事務所	上司の命を受け、建築物の確認、検査その他指導及び取締りの調整事務に従事する。	必要に応じ置く。
-------	-------	--	----------

別表第二号のイの表専門員の項中「センター及び広島港湾振興局並びに局」を「及びセンター並びに支所、分室」に改め、同表企業診断員の項を削り、同表税務管理員の項及び税務査察員の項中「地域事務所税務局」を「県税事務所及びその分室」に改め、同表監視指導専門員の項及び栄養指導専門員の項中「地域事務所厚生環境局及び保健所」を「厚生環境事務所及び保健所並びにこれらの支所」に改め、同表普及専門員の項を削り、同表家畜衛生専門員の項及び主査の項中「地域事務所農林局」を「畜産事務所」に改め、同表事業推進員の項中「地域事務所農林局」を「農林水産事務所」に改め、同表主任の項中「センター及び広島港湾振興局並びに局」を「及びセンター並びに支所、分室」に改める。

別表第二号のロの表所長及び校長の項中「学校」を「消防学校」に改め、同表主任専門員の項中「及びセンター」を「センター及び消防学校」に改め、同表主任専門技術員の項を削り、同表主任普及専門員の項中「及び森林環境づくり支援センター」を削り、同表専門員の項中「及びセンター」を「センター及び消防学校」に改め、同表専門技術員の項を削り、同表普及専門員の項中「及び森林環境づくり支援センター」を削り、同表主任の項中「及びセンター」を「センター及び消防学校」に改める。

別表第二号のハの表所長、館長、校長、園長及び院長の項を次のように改める。

所長、館長、校長及び園長	所、総合精神保健福祉センター、館、学校、園及び能力開発校	上司の命を受け、職員を指揮監督し、当該施設の事務を掌理する。	非常勤の職とすることができる。
--------------	------------------------------	--------------------------------	-----------------

別表第二号のヘの表副院長の項を削り、同表事務局長の項中「県立病院」を「事務局」に、「院長」を「施設の長」に、「病院の」を「施設の」に改め、「県立広島病院に置く。」を削り、同表センター長の項を次のように改める。

センター長	総合技術研究所のセンター	上司の命を受け、職員を指揮監督し、センター
-------	--------------	-----------------------

ター  
―の事務を掌理する。―

別表第二号のハの表医監の項中「県立総合技術研究所」を「総合技術研究所」に改め、同表次長の項中「所、センター及び県立病院」を「総合技術研究所のセンター及び事務局」に、「施設の長」を「センター長又は事務局長」に、「施設の事務」を「センター又は事務局の事務」に改め、同表支所長の項中「県立総合技術研究所」を「総合技術研究所」に改め、同表副館長の項を削り、同表副園長の項中「学園の」を「園の」に改め、同表副校長の項中「看護専門学校」を「学校」に改め、同表事務長の項及び主任部長の項を削り、同表部長の項を次のように改める。

部 長	部	上司の命を受け、部の事務を掌理する。
-----	---	--------------------

別表第二号のハの表室長、課長、分室長及び係長の項中「室（県立病院にあつては、県立広島病院緩和ケア支援室に限る。）、課」を「課」に、「県立総合技術研究所食品工業技術センター凍結含浸プロジェクトチーム（以下この項において「プロジェクトチーム」という。）」を「プロジェクトチーム」に改め、「室」を削り、同表担当部長の項中「県立総合技術研究所」を「総合技術研究所」に改め、同表担当室長の項中「県立総合技術研究所食品工業技術センター凍結含浸プロジェクトチーム」を「プロジェクトチーム」に改め、同表総看護師長の項及び副看護師長の項を削り、同表総括研究員の項中「公の施設」を「文書館並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター生産アカデミー」に改め、同項の次に次のように加える。

総括学芸員	美術館	上司の命を受け、所定の学芸員の業務をつかさどるほか、主任学芸員及び学芸員を指導する。	必要に応じ置く。
-------	-----	--	----------

別表第二号のハの表副部長及び技師長の項中「及び技師長」を削り、「県立総合技術研究所のセンター及び県立総合技術研究所西部工業技術センター生産アカデミー並びに県立病院の科及びセンター」を「部」に改め、同表副総看護師長の項及び看護師長の項を削り、同表主任企画員の項中「公の施設」を「総合技術研究所及びそのセンター」に改め、同表副技師長の項及び副看護師長の項を削り、同表主任専門員の項中「公の施設」の下に「並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター生産アカデミー」を加え、同表教育主任、育成主任、労作主任及び生活主任の項中「看護専門学校」を「三次看護専門学校」に改め、同表主任医療技術専門員の項、主任看護専門員の項及び栄養指導管理員の項を削り、同表主任訓練専門員の項中「能力開発校」の下に「及び技術短期大学校」を加え、同表主任研究員の項中「公の施設」を「文書館並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター生産アカデミー」に改め、同項の次に次のように加える。

主任学芸員	美術館	上司の命を受け、学芸員の業務をつかさどるほか、学芸員の職務の連絡調整に関する事務をつかさどる。	必要に応じ置く。
-------	-----	---	----------

別表第二号のハの表教授の項中「県立農業技術大学校」を「農業技術大学校」に改め、同表企画員の項中「公の施設」を「総合技術研究所及びそのセンター」に改め、同表薬剤長の項を削り、同表専門員の項中「公の施設」の下に「並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター生産アカデミー」を加え、同表医療技術専門員の項及び看護専門員の項を削り、同表訓練専門員の項中「能力開発校」の下に「及び技術短期大学校」を加え、同表副主任研究員の項中「公の施設」を「文書館並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター生産アカデミー」に改め、同表助教教授の項中「助教授」を「准教授」に、「県立農業技術大学校」を「農業技術大学校」に改め、同表主任の項中「公の施設」の下に「並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター生産アカデミー」を加え、同表研究員の項中「公の施設」を「文書館並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター生産アカデミー」に改め、同表医長の項を次のように改める。

学芸員	美術館	上司の命を受け、美術品等に関する専門的事項をつかさどる。	必要に応じ置く。
-----	-----	------------------------------	----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。